

付表10(第1号様式関係)

指定居宅介護支援事業者の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ											
	名称											
	所在地	(郵便番号 ー) 福岡県 郡市 区										
		(ビルの名称等)										
直通連絡先	電話番号						FAX番号					
管理者	フリガナ					住所	(郵便番号 ー)					
	氏名											
	生年月日											
	介護支援専門員登録番号						交付都道府県					
	当該居宅介護支援事業における介護支援専門員との兼務の有無						有	・	無			
	兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設(兼務の場合のみ記入)	事業所等名称										
	兼務する職種及び勤務時間等											
事業開始時の利用者の予定数(新規の場合のみ)						人						
単位別従業者	介護支援専門員											
	専従		兼務									
	常勤(人)											
	非常勤(人)											
	基準上の必要人数(人)											
適合の可否												
主な揭示事項	営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の休日		
	営業時間	平日	~		土曜	~		日・祝	~			
	利用料	法定代理受領分										
		法定代理受領分以外										
	その他の費用											
	通常の事業実施地域	①	②		③		④		⑤			
添付書類	別添のとおり											

- 備考
- 「基準上の必要人数」「基準上の必要数値」「適合の可否」欄は記入しないでください。
 - 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
 - 「主な揭示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。

指定申請に係る添付書類一覧

主たる事業所・施設の名称	
--------------	--

番号	添付書類	様式	新規申請する事業の種類	指定更新の場合	備考
			居宅介護支援	『省略可能』となっている項目については、 前回の届出から変更がなければ省略が可能	
1	登記事項証明書（法人の登記簿謄本）				
2	運営規程				
3	重要事項説明書				
4	利用契約書の様式				
5	土地・建物の登記簿謄本			「省略可能」	
6	土地・建物の賃貸借契約書(本契約済みのもの)			「省略可能」	
7	管理者の経歴	参考様式1			
8	介護支援専門員一覧表	参考様式2			
9	介護支援専門員証の写し(管理者含む)				
10	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式3			
11	雇用(予定)証明書	参考様式9			
12	組織体制図				
13	事業所の平面図(各室の用途・内法の面積)	参考様式4		「省略可能」	
14	設備・備品等に係る一覧表	参考様式5			

15	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式6			
16	損害保険証書の写し(事故発生時の賠償)				
17	収支予算書(事業開始後一年間(月ごと))の見込み			更新の場合は不要	
18	介護保険法第79条第2項の規定に該当しない旨の誓約書及び役員等名簿	参考様式7			
19	介護サービス費の請求に関する事項(介護給付費算定に係る体制等状況一覧表)	参考様式8			
20	関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容	参考様式10			
21	就業規則(就業規則を定めている場合のみ)			「省略可能」	
22	社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票			更新の場合は不要	

備考

- 「参考様式」と記載しているものについては、別に参考様式を用意しています(任意様式を使用する場合、参考様式の内容を満たすものを使用してください。)。その他のものについては、任意又は発行機関の所定様式で提出してください。
また、提出の際は、**A4サイズに調整**して提出してください。
(原本の提出を求めているもののサイズは問いません。)
- 「土地・建物の登記簿謄本及び賃貸借契約書」について、当該申請書提出時に提出できない場合は、代表者の署名・捺印による理由書(提出予定日記載)を提出してください。「登記簿謄本・賃貸借契約書」は本登記・本契約成立後速やかに、遅くとも現地調査の前日までに、提出してください。
- 「損害保険証書」及び「就業規則」についても備考2と同様に取り扱います。ただし、「損害保険証書」について手続き中の場合は、申込書及び領収書の写しの添付があれば理由書は、必要ありません。
- 「就業規則」については、労働基準法第89条、第90条及び同法施行規則第49条等に基づき作成してください。
- 更新申請の場合、前回の届出から変更がない場合は一部省略可能な文書があります。